

静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第51号

静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県環境影響評価条例施行規則（平成11年静岡県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（略）				別表第1（略）			
事業の種類		第1種事業の要件	第2種事業の要件	事業の種類		第1種事業の要件	第2種事業の要件
(略)				(略)			
5	発電所（火力又は水力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。設置又は変更（一般電気事業者が行うものに限る。）	発電所の設置の事業（出力の合計が、火力による発電にあつては15万キロワット以上、水力による発電にあつては3万キロワット以上であるものに限る。）	発電所の設置の事業（出力の合計が、火力による発電にあつては11.25万キロワット以上15万キロワット未満、水力による発電にあつては2.25万キロワット以上3万キロワット未満であるものに限る。）	5	発電所（火力、水力又は風力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。）の設置又は変更（火力又は水力による発電にあつては、一般電気事業者が行うものに限る。）	発電所の設置の事業（出力の合計が、火力による発電にあつては15万キロワット以上、水力による発電にあつては3万キロワット以上、風力による発電にあつては7500キロワット以上であるものに限る。）	発電所の設置の事業（出力の合計が、火力による発電にあつては11.25万キロワット以上15万キロワット未満、風力による発電にあつては1000キロワット以上7500キロワット未満であるものに限る。）
		(略)				(略)	
		発電所の変更の事業（出力の合計が、火	発電所の変更の事業（出力の合計が、火			発電所の変更の事業（出力の合計が、火	発電所の変更の事業（出力の合計が、火

	力による発電 にあつては15 万キロワット 以上、水力に よる発電にあ つては3万キ ロワット以上 増加するもの に限る。)	力による発電 にあつては 11.25万キロワ ット以上15万 キロワット未 満、水力によ る発電にあつ ては2.25万キ ロワット以上 3万キロワッ ト未満増加す るものに限 る。)
		(略)
(略)		

	力による発電 にあつては15 万キロワット 以上、水力に よる発電にあ つては3万キ ロワット以 上、 <u>風力によ る発電にあつ ては7500キロ ワット以上増 加するもの に限る。</u> )	力による発電 にあつては 11.25万キロワ ット以上15万 キロワット未 満、水力によ る発電にあつ ては2.25万キ ロワット以上 3万キロワッ ト未満、 <u>風力 による発電に あつては1000 キロワット以 上7500キロワ ット未満増加 するものに限 る。</u> )
		(略)
(略)		

別表第3 (略)

対象事業の 区分	事業の諸 元	手続きを経ることを要しない 変更の要件
(略)		
7 別表第 1の5の 項に該当 する対象 事業	(略)	(略)
	放水口の 位置	(略)
	特定地域 における 土地の形 状を変更 する区域 の位置	(略)

別表第3 (略)

対象事業の 区分	事業の諸 元	手続きを経ることを要しない 変更の要件
(略)		
7 別表第 1の5の 項に該当 する対象 事業	(略)	(略)
	放水口の 位置	(略)
	<u>風力発電 設備の位 置</u>	<u>風力発電設備が100メートル 以上移動しないこと。</u>
	特定地域 における 土地の形 状を変更 する区域 の位置	(略)

(略)

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。